

年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会
平成28年5月26日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正を不要としたもの	3件
国民年金関係	2件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 東北(受)第1500354号

厚生局事案番号 : 東北(国)第1600006号

第1 結論

請求期間①及び②については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和21年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成13年2月及び同年3月

② 平成13年6月から同年9月まで

私は、平成13年9月に結婚したが、請求期間①及び②の国民年金保険料は、自宅に集金に来ていた収納員に結婚前に納付したので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間①及び②に係る国民年金保険料を婚姻日(平成13年9月*日)より前に納付したとしているところ、オンライン記録によれば、請求者が婚姻してから約1年後の平成14年10月15日に、請求者に対して社会保険事務所(当時)において保険料の過年度納付書が作成されていることが確認でき、当該納付書が作成された時点で、過年度納付の対象となる保険料は、請求期間①及び②の保険料のみであることを踏まえると、当該納付書は当該期間の保険料に未納があったために作成されたものと推認できることから、婚姻日より前に当該期間の保険料を納付したとする請求者の主張と相違する。

また、請求者は、請求期間①及び②に係る国民年金保険料について、自宅に集金に来ていた収納員に保険料を婚姻前に納付したとして、当該収納員の名前が記載されている領収証書を提出しているところ、当該領収証書から確認できる領収者に対して請求期間①及び②当時の状況について聴取したが、請求者の主張を裏付ける証言は得られなかった。

さらに、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情は見当た

らない上、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付したものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1500395号

厚生局事案番号 : 東北(国)第1600007号

第1 結論

平成元年2月及び同年3月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和35年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成元年2月及び同年3月

私は、平成元年2月の初め頃にA市B区役所で国民年金の加入手続を行い、その際に加入手続を行った窓口で請求期間の国民年金保険料をまとめて納付したが、国の記録では未納期間とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、平成元年2月の初め頃、A市B区役所で国民年金の加入手続を行い、その際に加入手続を行った窓口で請求期間の国民年金保険料を納付したと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の国民年金手帳記号番号は平成元年8月31日に払い出されていることが確認できる上、オンライン記録によると、請求者に係る同年2月1日の国民年金被保険者資格取得の入力処理が当該払出年月日と同日である同年8月31日に行われていることから、請求者は同年8月頃に国民年金の加入手続を行い、同年2月1日に遡及して被保険者資格を取得したものと推認できる。したがって、当該加入手続を行ったと推認できる時点までは、請求期間は国民年金の未加入期間として取り扱われており、請求者が主張する平成元年2月の時点では、保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、請求者が国民年金の加入手続及び請求期間の国民年金保険料を納付したとするA市B区は、請求期間当時、国民年金の加入手続の際に現年度保険料の収納は行っていない旨回答しており、請求者の主張は当時の同区の事務取扱と符合しない。

さらに、請求者が国民年金の加入手続を行ったと推認できる平成元年8月頃の時点で請求期間の国民年金保険料は過年度保険料となり、制度上、市区町村で納付することはできず、A市B区も、過年度保険料の収納は行っていなかった旨回答している。

このほか、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1500390号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1600018号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和31年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和50年5月20日から昭和52年8月1日まで

私は、昭和50年3月に高校卒業後、請求期間においてA社B店にパート・アルバイトとして1日8時間、週6日勤務し、残業を行うこともあった。

しかし、請求期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、当該期間を被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出されたA社が証明者となっている平成20年6月5日付けの「C業務従事証明書」によると、請求者は、請求期間においてA社B店にパート・アルバイトとして勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社は、「請求者が在籍していた当時の社会保険の加入については、正社員以外は本人の希望となっていた。」旨回答しており、請求期間当時、同社では、必ずしも全員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、請求者が、請求期間当時にA社B店において一緒に勤務していたとして名前を挙げた4人、A社に係る事業所別被保険者名簿において昭和50年5月に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる5人及び前述の同僚に対する照会の回答においてA社B店に勤務していたとして名前が挙げられた1人の計10人に照会したところ、9人から回答があったものの、請求期間当時のパート・アルバイト勤務者における厚生年金保険の加入の取扱いについて具体的な証言を得ることはできなかった。

さらに、A社によると、請求期間の資料は保管していないとしており、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できない。

加えて、前述のA社に係る事業所別被保険者名簿によると、請求期間に同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した者の中に請求者の氏名は見当たらず、整理番号に欠番も無い。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。